

令和5年度答申第25号
令和5年9月12日

諮問番号 令和5年度諮問第20号（令和5年8月3日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。

(2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項（令和5年厚生労働省令第60号による改正前のもの。以下同じ。）は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定する。

求職者支援規則11条1項各号のうち、出席に関する要件を規定する同項5号は、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあつては、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

なお、求職者支援規則附則3条の8第3項（令和5年厚生労働省令第60号による改正前のもの。以下同じ。）は、職業訓練受講手当に関する暫定措置として、特例期間（令和3年12月21日から令和5年3月31日まで）に実施日が特定されていない科目を含まない認定職業訓練等を受講した日がある場合には、当該受講した日が属する給付金支給単位期間から当該認定職業訓練等が終了した日が属する給付金支給単位期間までにおける職業訓練受講手当については、求職者支援規則11条1項5号の規定にかかわらず、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であるときに支給する旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 特定求職者である審査請求人は、令和4年4月5日、公共職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、訓練期間は、同日から令和5年3月24日までであった。

（就職支援計画書）

(2) 審査請求人は、令和5年1月13日、同月19日、同月20日及び同月24日にぎっくり腰や足の指の負傷等を理由に本件訓練をそれぞれ1日欠席した。

（職業訓練受講給付金支給申請書、欠席届（令和5年1月13日、同月19

日、同月20日及び同月24日に係るもの)

- (3) 審査請求人は、令和5年2月10日、処分庁に対し、同年1月5日から同年2月4日までの給付金支給単位期間(以下「本件支給単位期間」という。)について本件申請をしたところ、処分庁は、同月13日、「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため。」との理由を付して、本件不支給決定をした。

(職業訓練受講給付金支給申請書、職業訓練受講給付金不支給決定通知書)

- (4) 審査請求人は、令和5年2月22日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (5) 審査庁は、令和5年8月3日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

給付金がもらえないと生活が困窮して、最低限の生活ができない。

審査請求人は、現在、身体障害者障害程度等級3級(外傷による上肢機能障害6級、体幹機能障害3級)であり、首と脊椎をけがしている。常に痛み止めの薬を飲んで、職業訓練学校に通い就職を目指している。

本件訓練は、身体障害者にはついていくことができず、新たに腰を痛めてしまった。令和5年1月10日から同年2月13日までは長時間の実技で立ちっぱなしだったことや、本件訓練では腰に電気工具を巻いているため、痛み止めの薬も効かず、立てないほどの激痛で本件訓練を休んでしまい、規定の日数をクリアできなかった。

給付金がもらえるようにしてほしい。

(審査請求書、令和5年8月11日付け主張書面)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、認定職業訓練等を受講しなかったこと「やむを得ない理由」については、求職者支援制度業務取扱要領(平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号職業安定局長・職業能力開発局長連名通達「求職者支援制度の実施について」別添。以下「求

職者支援要領」という。) 10042へにおいて、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」等が規定されており、また、やむを得ない理由で欠席した場合については、求職者支援要領10042トに示されている証明書類を必須の添付書類として求めることが規定されている。

さらに、求職者支援要領10042チにおいて、「インフルエンザ等に感染した場合等」については、給付金の支給要件の一つである出席要件を判断する際、訓練実施日から除外できることが規定されている。

- 2 本件支給単位期間における訓練実施日数は19日であるところ、審査請求人は、けが(足の指の負傷、ぎっくり腰)による体調不良のため、4日間(令和5年1月13日、同月19日、同月20日及び同月24日)欠席した。いずれの欠席についても、医療機関の領収書、処方箋に基づく領収書が提出されており、やむを得ない理由には該当するが、審査請求人の欠席理由は、訓練実施日から除外する場合に該当しない。そのため、給付金の支給要件の一つである出席要件(訓練実施日数の8割以上の出席が必要であること)を満たさない。
- 3 以上により、本件申請については、求職者支援規則11条に定める給付金の支給要件を欠くことから、処分庁が行った本件不支給決定は正当なものであり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について
本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はないかがわからない。
- 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について
 - (1) 上記第1の2(2)のとおり、給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている(求職者支援規則11条1項5号本文)。
ただし、求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合は、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めており、求職者支援規則附則3条の8第3項により、令和3年12月21日から令和5年3月31日までの特例期間については、欠席についてやむを得ない理由の有無にかかわらず、上記割合が100分の80以上であるときに支給すること

とされている。

- (2) 本件支給単位期間は、上記特例期間である。本件支給単位期間における訓練実施日数は19日であるところ、審査請求人は令和5年1月13日、同月19日、同月20日及び同月24日の訓練をやむを得ない理由により欠席しているため、訓練受講日数は15日であり、訓練実施日数に占める割合は8割に満たない。

したがって、審査請求人は給付金の支給に必要な求職者支援規則11条1項5号及び求職者支援規則附則3条の8第3項の要件を満たしていないため、本件不支給決定に違法不当な点はなく、審査庁の判断は妥当である。

3 付言

本件の不支給決定通知書には、支給しない理由として「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため。」と記載されているが、これまで当審査会の答申において付言で再三指摘してきたように、かかる記載では不支給の理由が不明確であり、理由の記載として不適切である。出席要件を満たしていないことを本件に即して説明すべきであり、記載方法の改善が求められる。

4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史